

第 2 8 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 2月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋上下水道みなと営業所は、給水停止予告書（以下「本件予告書」という。）を送付するとき、だれがいつどのような判断で送付しているか

2 同年 2月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、営業事務手続（請求にかかるもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 3月 3日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

弁明意見書における実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）及び名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）には、水道料金を指定された期限までに納付しないときに給水を停止する場合は、本件予告書で通知したのち、給水停止通知書を交付する旨定めている。

2 本件予告書による通知にかかる具体的な手続きについては、名古屋市上下水道局の営業所における営業事務についての取扱いを定めた営業事務手続で定めている。

営業事務手続では、本件予告書及び給水停止予定者リスト（本件予告書を出力した対象者を印字したリスト）を各営業所で出力し、給水停止予定者リストについて、出力から発送までの間に納入済になったものを抹消し、抹消したものを一覧できる対象除外リストを添付して営業所長までの決裁を受けると定めており、この決裁をもって本件予告書による通知にかかる判断をしている。

3 上記 2のとおり、本件予告書で通知するに当たっての判断は営業所長が行っている。当該判断を含む手続きについては、本件行政文書に記載されており、港営業所もこの手続きに従って事務を行っている。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

かかる請求の公開決定通知はみなと営業所のだれが判断しているかが不存在。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かが争点となっている。

2 本件行政文書について

- (1) 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、本件予告書及び本件予告書による通知について記載されており、営業所長の判断である決裁を受けた上で、本件予告書の送付が行われていることが分かるものと認められる。
- (2) 確かに、審査請求人が主張するとおり、本件行政文書には港営業所の誰が判断するかについての記載は認められない。
- (3) しかしながら、上記第 3 3において実施機関が主張するとおり、港営業所においても本件行政文書に従って事務を行っていることから、本件行政文書は、港営業所長の判断で本件予告書の送付が行われていることがわかるものであると認められる。
- (4) また、審査請求人の主張からは、本件行政文書の他に本件公開請求の対象となる行政文書の存在を窺わせる事情も認められない。

3 したがって、本件行政文書を、本件公開請求の対象となる行政文書として特定したことは、妥当である。

4 上記のことから、「第1審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年月日	内 容
平成28年 5月 6日	諮詢書の受理
5月 17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月 10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月 28日 (第26回第1小委員会)	調査審議
3月 19日 (第27回第1小委員会)	調査審議
5月 19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久